

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 Accept International (以下「この法人」という)の倫理規程の理念に則り、この法人が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス(法令ならびにこの法人の定款等諸規程等の遵守をいう。以下同じ。)上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員(以下「役職員」という)は、法令、定款及び内部規定の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 代表理事は、理事会の決議によりコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス担当部

(コンプライアンス担当理事)

第4条 代表理事は、理事会の決議によりコンプライアンス担当理事(以下担当理事という)を任命する。

(担当理事の職務)

第5条 担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

2. 担当理事は、定期的に理事会に対し、この法人のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。
3. 担当理事は、役職員に対し、コンプライアンスに係る必要な情報、知識の提供等を通じて、コンプライアンスの重要性を団体内に広く認識させることに努めなければ

ばならない。

(コンプライアンス委員会)

第6条 コンプライアンス委員会は、外部の有識者等も参加し、コンプライアンス担当理事の諮問機関として設置し、以下の事項について、その諮問に答える。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件についての分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の結果並びに第4号の結果の公表
- (6) その他、コンプライアンス担当理事が必要と判断した事項

2. コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とする。

(コンプライアンス委員会の開催)

第7条 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により開催する。

2. 委員長は、必要があると認めるときは、委員会をいつでも招集することができる。

(コンプライアンス担当部)

第8条 事務局をコンプライアンス担当部とする。

2. コンプライアンス担当部は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画・推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。
3. コンプライアンス担当部は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告・連絡・相談ルート)

第9条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに担当理事に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2. 担当理事は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、コンプライアンス委員会に諮問し対応方針を検討し実施する。

3. 前項の対応方針実施に当たっては、事前に代表理事に報告しその意見を徴しなくてはならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和4年2月20日から施行する。(令和4年2月12日理事会議決)